

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第9号

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年見附市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「55,000円」を「62,000円」に、「61,600円」を「63,000円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

区分		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	日当 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
内国 旅行	市内	—	—	—	(1キロメートルにつき) 37円	2,000円	実費	省令別表第3に掲げる額
	県内	普通運賃	2等運賃	実費	実費	2,000円		
	県外	普通運賃	2等運賃または1等運賃	実費	実費	2,000円		
外国旅行		最上級運賃	最上級運賃	実費	実費	—		
備考		1 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年見附市条例第3号)の別表中、備考の規定は本表において準用する。 2 日当は、日帰り旅行の場合に限り支給する。 3 前2号の規定にかかわらず市内における費用弁償について支給しな						

	<p>いもの、又は制限するものは、次の区分の定めるところによる。</p> <p>(1) 支給しない職員 学校薬剤師、露店市場運営委員会委員、統計調査員、予防接種 従事医師、スポーツ推進委員、学校運営協議会委員</p> <p>(2) 制限する職員 日当のみを支給する職員 学校医及び学校歯科医、学校耳鼻科医、学校眼科医、保育園嘱 託医及び保育園嘱託歯科医</p>
--	---

(見附市実費弁償条例の一部改正)

第2条 見附市実費弁償条例（昭和32年見附市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

鉄道賃	船賃	その他の交通費	日当（日帰りの場合に限る。）	宿泊費	宿泊手当
実費	実費	1キロメートルにつき 37円	1日につき 2,000円	非常勤職員の例による。	非常勤職員の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。